

豊田市明治用水受益地農家支援給付金給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号）に定めるもののほか、明治用水頭首工大規模漏水により発生した農業用水の供給停止の影響を受けた農家に対する支援給付金（以下「支援給付金」という。）の給付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地台帳 農地法第52条の2に基づき豊田市及び他市町の農業委員会が作成したものをいう。
- (2) 給付対象農地 明治用水の受益地で農地台帳に現況地目が田又は畑として記載のある農地をいう。ただし、明治用水頭首工大規模漏水の影響を受けた農地に限る。
- (3) 農家世帯 農地台帳に記載のある給付対象農地の耕作者の属する世帯をいう。
- (4) 経営地 自作地及び借入地（経営主又はその世帯員が、農地法（昭和27年7月15日第229号）第3条に基づき賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利の設定を受けた農地又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）及び農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき利用権の設定を受けた農地（作業受委託及び特定作業受委託を除く。）をいう。

(給付金の給付目的)

第3条 明治用水頭首工大規模漏水により経営地が断水するなど、農作物の生産に際して多大な不安をかかえることとなった農家に対し、支援給付金を給付することで、今後の農業経営に対する不安を緩和し、営農意欲の維持を目的とする。

(給付対象者)

第4条 支援給付金の給付対象者は以下のいずれかに該当する者とする。

- (1) 基準日において豊田市内に住所を有する農家世帯で、経営地に給付対象農地を含む世帯
- (2) 基準日において豊田市内に所在地のある農業を営む法人で、経営地に給付対象農地を含む法人

2 前項の規定にかかわらず、他市において同種の給付金の交付を受けた者は給付対象者としなない。

3 基準日は令和4年5月17日とする。

(給付金額)

第5条 支援給付金の額は、経営地における給付対象農地の合計面積により、次のとおりとする。

- (1) 3,000平方メートル未満 1万円
- (2) 3,000平方メートル以上100,000平方メートル未満 3万円
- (3) 100,000平方メートル以上 10万円

2 前項の合計面積の算定において、給付対象者の経営地に豊田市外の給付対象農地を含む場合は、当該給付対象農地の合計面積に含める。

3 相続の発生している自作地については、土地所有者が死亡時に同居していた農家世帯の経営地とみなす。

(申請の方法)

第6条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、明治用水受益地農家支援給付金給付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先口座の確認書類の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は原則として経営主が行う。ただし次の場合は世帯員が経営主に代わって申請することができるものとする。

- (1) 経営主が基準日以降申請日までに死亡している場合
- (2) 経営主が病氣療養、長期出張等により一時的に住所地に不在の場合

(申請期限)

第7条 申請期限は令和4年12月31日とする。

(給付の決定)

第8条 市長は、第6条の規定により支援給付金の給付の申請があったときは、その内容を審査し、支援給付金の給付を適当と認めるときは、予算の範囲内において給付の決定をする。

2 市長は、前項の規定により支援給付金の給付を決定したときは、明治用水受益地農家支援給付金給付決定通知書兼振込通知書(様式第2号)により、給付対象者に通知しなければならない。

(給付の方法)

第9条 支援給付金は、原則として申請書に記載された申請者の本人名義の金融機関口座へ振込により行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 給付対象者から第7条に規定する申請期限までに第6条に基づく申請が行われなかった場合、当該給付対象者が支援給付金の受給を辞退したものとみなす。

2 申請書の記載誤りや添付書類の不備等により、市長が定める期限までに補正等が行われなかったとき又は市長が給付対象者に通知・連絡できないときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(支援給付金の返還)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付の決定を取り消し、又は既に給付した支援給付金の全部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により支援給付金の給付を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき。

(2) 支援給付金を二重に申請して受給していることが判明したとき又は他市において同種の給付金の交付を受けたことが明らかになったとき。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 支援給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(要綱の効力)

2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第6条関係）

明治用水受益地農家支援給付金給付申請書

豊田市長様

明治用水受益地農家支援給付金について、下記①～④の事項に同意のうえ申請します。

- ①市は、給付対象者としての条件の確認及び給付金額の決定にあたり、豊田市農業委員会又は他市町農業委員会が所有する農地台帳を閲覧します。
- ②農地台帳で必要な事項が確認できなかった場合は、別途関係書類の提出をお願いすることがあります。
- ③市が申請書を受理した後、申請書の記載誤りや添付書類の不備等により市が定める期限までに補正等が行われなかったとき又は市が申請者に通知・連絡できないときは、市は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- ④偽りその他不正な手段により明治用水受益地農家支援給付金を受給した場合や受給要件を満たさないことが判明した場合には、支援給付金を返還していただきます。

提出期限：令和4年12月31日

申請年月日 令和 4年 月 日

1 給付対象農地面積の状況 <input type="checkbox"/> にレ点をうつ。(チェックがない場合は、Bを選択したものとみなします。)									
<input type="checkbox"/> A 私の世帯では、農業を営んでいない(耕作等していない)ため、給付申請を辞退します。									
<input type="checkbox"/> B 明治用水受益地農家支援給付金の給付を申請します。									
市外に、自作地又は借入地で明治用水の受益地はありますか？			<input type="checkbox"/> ありません。 <input type="checkbox"/> あります。()市)				※左に記載のない場合は、豊田市内の給付対象農地を基に給付金を決定します。		
2 受け取り方法(振込先) →裏面に通帳又はキャッシュカードの写しを添付									
フリガナ								※申請者と同じ氏名(名称)のこと	
口座名義人									
金融機関(ゆうちょ銀行以外)									
金融機関名		店名		種類		口座番号(右づめ)			
1.農協 4.信用組合 2.銀行 5.労働金庫 3.信用金庫 6.信連		本店 支店 出張所		1 普通 2 当座					
ゆうちょ銀行(9900)									
※6桁目がある場合は※欄に記入 貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号を記入してください。			記号			番号(右づめ)			
1			0			※ 1			
申請者(経営主)		印字された名前の方がすでにお亡くなりになっている場合は世帯員の名前に修正してください。 経営主が病氣療養、長期出張等により一時的に住所地に不在の場合は同居の世帯員に代えることができます。							
住所 (法人にあっては所在地)									
氏名 (法人にあっては代表者の役職・氏名)									
以上のとおり、間違いありません。 (右の署名は原則として申請者(経営者)欄に記載の者。ただし経営主が一時的に不在の場合等は同居の世帯員でも可)				署名 日中つながる電話番号() -					
事務局使用欄		～2999㎡		10,000円		<input type="checkbox"/>			
		3000㎡～99,999㎡		30,000円		<input type="checkbox"/>			
		100,000㎡～		100,000円		<input type="checkbox"/>			

振込先金融機関口座確認書類を添付してください。(のり付け位置に注意)

振込先金融機関口座確認書類

ここに、おもて面 2 に記入した申請者名義の通帳（見開き面）の写し、
またはキャッシュカードの写しを貼ってください。

- 注意① 口座名義の確認に使用しますので、口座名義・口座番号が正しく記載されたものを添付してください。
- 注意② おもて面 2 に記入した通帳の写しで間違いないか、再度ご確認ください。
- 注意③ 貯蓄口座には振込みできません。普通または当座の口座を指定してください。

の
り
づ
け
の
位
置
は
こ
ち
ら

提出期限：令和4年12月31日（当日消印有効）

年 月 日

（給付申請者）様

豊田市長

明治用水受益地農家支援給付金
給付決定通知書兼振込通知書

申請のありました明治用水受益地農家支援給付金については、豊田市明治用水受益地農家支援給付金給付事業実施要綱第8条の規定により、下記のとおり給付することに決定しましたのでお知らせします。

記

- 1 給付決定金額 円（給付対象農地の面積区分 ）
- 2 振込（予定）日 令和 年 月 日
- 3 振込先口座 口座番号末尾 *****